

減量騎手の取扱いについて

1. 負担重量軽減の適用

新規免許騎手が競走に騎乗するときは、その負担重量を期間又は勝利数により次のとおり減量する。

新規免許の取得日から期間が、5年未満の騎手であって、

- (1) 勝利度数が30回以下の騎手 3 kg (▲印)
- (2) 勝利度数が31回以上50回以下の騎手 2 kg (△印)
- (3) 勝利度数が51回以上100回以下の騎手 1 kg (☆印)

2. 重賞競走及び準重賞競走の騎乗

- (1) 南関東重賞（SⅡ・SⅢ）競走及び準重賞競走には騎乗できる。
- (2) 南関東重賞（SⅠ）競走（主催者が特に定めるJpnⅡ及びJpnⅢ競走を含む）については、騎乗申込み時に、勝利度数31回以上の場合に限り騎乗できる。
- (3) 重賞競走及び準重賞競走騎乗に際しては、負担重量の軽減は行わない。
- (4) 重賞及び準重賞競走騎乗後、負担重量の軽減を継続する。

3. 減量の変更と解除

- (1) 減量の変更は、期間又は勝利数のいずれかの条件を満たした時に適用する。
- (2) (1)の実施は次のとおりとする。
 - ・期間によるもの
減量期間満了が競馬開催中のものについては、当該競馬開催終了まで
 - ・勝利数によるもの
減量変更の条件を満たした開催を基点開催とし、当該基点開催から2開催目からとする。
- (3) 基点開催が分割開催又は競合開催のときは、あらためて協議決定する。
- (4) 減量の解除は認めない。

ただし、特例としてこの取扱いの改正前に減量の適用を受けている騎手又は、この取扱いにより減量に変更が生じる騎手（別紙のとおり）については、本人から減量解除の申請があった場合に、減量を解除する。

なお、減量を解除した騎手は、その後の減量はしない。

また、減量解除を申請する騎手は、騎乗申込の際に所属調教師と連名で騎乗申込をする主催者に減量解除の届出を提出することとし、減量解除の申請を受理した主催者は、関東地方公営競馬協議会にその旨を通知する。

4. 適用

この取扱いは、平成31年4月1日から適用する。